

町田市総合評価方式実施ガイドライン

2012年8月9日決定

2013年4月1日改正

2014年6月6日改正

2016年4月1日改正

2016年7月15日改正

このガイドラインは町田市が発注する建設工事において、品質を確保すると共により良い事業者への受注機会の拡大を図るために、価格だけでなく施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価方式入札）を実施するにあたり、基本事項を定めるものである。

総合評価方式入札とは

地方自治法施行令第167条の10の2に規定された「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをしたもの落札者とする」入札方式である。

実施する総合評価のタイプ

『特別簡易型』（市区町村向け簡易型）を採用する。特別簡易型では技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象とし、施工の確実性を確保するために、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格による総合的な評価を行う。施工計画等の評価は行わない。

対象案件について

一般競争入札で行う工事案件のうちから指定したもの

※原則として予定価格が1,000万円超の市内に本店を有する者に限定した入札に限る。

学識経験者の意見について

総合評価方式の実施にあたっては、予め2人以上の学識経験者の意見を聞くものとする。

落札者の決定方法について

価格点と技術点を合計し総合評価値を求め、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最も値の高いものを落札者とする。

※総合評価値が最も高いものが2者以上あるときはくじにより決定する。

総合評価値について

総合評価方式の実施において、原則として総合評価値の決定方法は次のとおりとする。

◆価格点について

価格点の算出方法は次のとおりとする。

ア 入札金額が価格評価基準額以上の場合

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

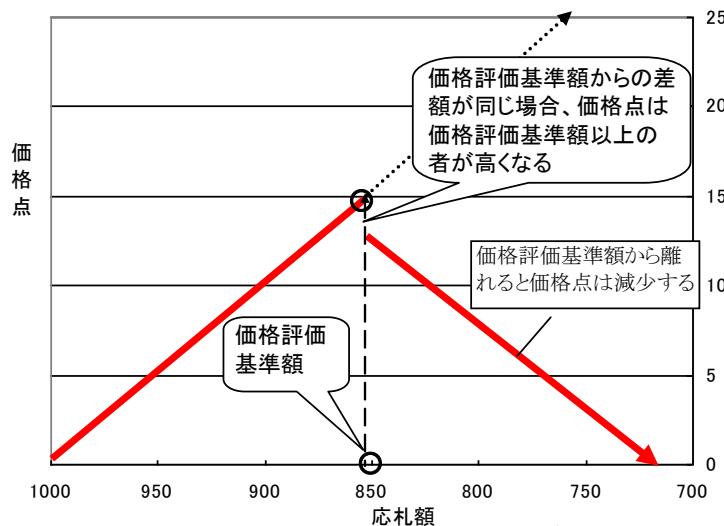
イ 入札金額が価格評価基準額未満の場合

$$\text{価格点} = \text{価格評価基準額の価格点} - (100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) - \text{価格評価基準額の価格点} - 0.5$$

※価格点の小数点以下は第4位を切り捨て、第3位止めとする。ただし、総合評価値が最も高いものが2者以上あるときは、差異が生じる桁数まで有効とする。

※価格点算定式の入札価格、予定価格は税抜とする。

なお、「価格評価基準額」の算定基準については町田市契約事務規則第10条における最低制限価格の算定基準に準ずる。



◆技術点について

技術点の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{技術点} = \text{技術力・履行能力に関する評価及び社会性に関する評価の評価点の合計}$$

技術力・履行能力に関する評価（12点満点）に加え、事業者の社会性に関する評価について最大3点まで加点ができるものとする。

【評価項目及び配点について】

▼技術力・履行能力に関する評価

項目		配点
事業者の施工能力	請負金額が当該工事の予定価格のおおむね3分の1以上であり、過去3年度以内に引渡しを完了した町田市発注工事(当該工事と同業種)1件の工事成績	6
	同種工事(過去5年度以内)の施工実績	2
配置予定技術者の能力	同種工事(過去5年度以内)の監理(主任)技術者としての施工経験	2
	保有する資格	2

(計12点)

▼社会性に関する評価

項目		配点(最大3点まで)
企業の信頼性・社会性 最大3項目まで選択可	災害協定	1
	環境マネジメント	1
	障がい者雇用	1
	ワーク・ライフ・バランス	1
	労働環境の状況	1
	町田市優秀工事賞	1

(計3点)

評価項目の詳細について

□履行能力の評価について

【工事の履行成績について】…最大6点

工事成績評定通知書通知日が入札参加申請日以前であり、以下の条件を全て満たす工事1件を事業者が選択して申請するものとし、申請された工事の工事成績点を対象として下記表に従って評価するものとする。

- (1) 過去3年度以内(※1)に引渡しを完了した町田市発注工事(当該工事と同業種)であること。
- (2) 請負金額(※2)が当該工事の予定価格のおおむね3分の1以上(※3)であること。

工事成績点	評価点
80点以上	6点
75点以上80点未満	5点
70点以上75点未満	4点
65点以上70点未満	3点
60点以上65点未満	2点
60点未満	0点

【同種工事(※4)の施工実績について】…最大 2 点

過去 5 年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)が対象。

請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の工事実績あり	2 点
請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね 3 分の 1 以上の工事実績あり	1 点
上記以外	0 点

【配置予定技術者の施工経験について】…最大 2 点

過去 5 年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)のうち、配置予定技術者が監理(主任)技術者として施工した工事が対象。途中交代した工事は除く。

請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の施工経験あり	2 点
請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね 3 分の 1 以上の施工経験あり	1 点
上記以外	0 点

【配置予定技術者の保有する資格について】…最大 2 点

1 級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士、技術士)	2 点
2 級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士等)	1 点
その他の技術者(電気主任技術者等)	0 点

- (1) 1 級技術者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条第 2 号イに該当する者。
- (2) 2 級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって 1 級技術者以外の者。
- (3) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者及び 2 級技術者以外の者

※複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つについてのみ評価する。

なお、配置予定技術者の変更は原則として認めないものとするが、技術者の病休等市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないものとする。配置予定技術者を変更する場合において、変更後の技術者の該当する評価点は、原則として変更前の技術者の保有する評価点以上でなければならない。

□社会性の評価について

以下の項目は合計して**最大 3 点まで**加点できるものとする(選択は任意)。

【災害協定について】…1 点

町田市と災害時の協力協定を結んでいる。

※ 組合として協定を結んでいるものも含む(組合員であることを証明できる書類が必要となる。)

【環境マネジメントについて】…1点

次のいずれかの認証を取得している。

- ・IS014001
- ・エコアクション21
- ・エコステージ（ステージ2以上）
- ・KES環境マネジメントシステムスタンダード（ステップ2以上）

【障がい者雇用について】…1点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による法定雇用を満たしている。法定雇用義務のない事業者については1人以上の障がい者（※5）の雇用（週所定労働時間が20時間以上であること）がある。

【ワーク・ライフ・バランスについて】…1点

過去3年度以内（※1）に町田市「仕事と家庭の両立推進企業賞」を受賞している。

【労働環境の状況について】…1点

現に有効な経営事項審査結果通知書における「その他の審査項目（社会性等）」の「労働福祉の状況」の点数が30点以上である。

【町田市優秀工事賞について】…1点

過去3年度以内（※1）に町田市優秀工事賞を受賞している。

資料の提出等

入札参加希望者は、入札参加申請にあたり、入札の公告に基づいて必要な資料を提出すること。

公表事項

(1) 手続き開始時における明示

入札の公告において、次の事項について明記する。

- ・総合評価方式の入札であること
- ・総合評価の方法
- ・落札者の決定方法

(2) 開札結果の公表

開札後は、速やかに次の事項を公表する。

- ・落札者名
- ・入札者の入札価格
- ・入札者の評価の状況（総合評価値、価格点、技術点）
- ・価格評価基準額

※1 過去3年度（5年度）以内とは、公告日の属する年度より3年度（5年度）前の4月1日から、当該公告日の前日までを指すこととする。([例]3年度以内]2016年8月1日公告の場合、2013年4月1日から2016年7月31日までの期間が対象。)

町田市総合評価方式実施ガイドライン

- ※2 請負金額は最終請負（契約）金額（税込）とする。また、共同企業体の構成員としての工事実績を申告する場合は、請負金額は出資割合で按分した金額とする。
- ※3 金額の詳細については発注案件ごとに提示するものとする。
- ※4 同種工事とは、CORINS（財団法人日本建設情報総合センター工事実績情報サービス）登録工事のうち、公共事業の分野、建設業許可業種、入札参加資格区分、工種等の CORINS 登録内容から、入札公告により明示されている当該発注工事の業種と同種と判断できる工事とする。特に、公共事業の分野が下水道となるような下水道施設工事については、一般土木工事とは認めないので注意すること。
- ※5 障がい者とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳等）等により障がいの認定を受けている者とする。

○注意

- ・提出書類や申請内容に虚偽があった場合は、資格停止措置の要件に該当する場合があります。

『町田市入札参加資格停止措置要綱』

(1) 申請書の虚偽記載

- (ア) 重要な事項に関して事実と異なる記載をしたとき 12ヶ月以上 24ヶ月以下
- (イ) 軽微な事項に関して事実と異なる記載をしたとき 3ヶ月以上 12ヶ月以下

評価項目及び評価点一覧

町田市総合評価方式実施ガイドライン

評価視点	評価項目	評価基準	配点	評価点	
技術力・履行能力	事業者の施工能力	工事の履行成績 過去3年度以内(※1)に引渡しを完了した町田市発注工事(業種:当該工事と同業種)のうち、請負金額(※2)が当該工事の予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の案件で、かつ、工事成績評定通知書通知日が入札参加申請日以前である、1件の工事成績点が対象。	工事成績点	80点以上	6
				75点以上80点未満	
				70点以上75点未満	
				65点以上70点未満	
				60点以上65点未満	
				60点未満	
配置予定技術者の能力	同種工事(※4)の施工実績 ・過去5年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)が対象。	請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の工事実績がある 請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の工事実績がある 上記以外	2	2	
				1	
				0	
	配置予定技術者の施工経験 ・過去5年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)のうち、配置予定技術者が監理(主任)技術者として施工した工事が対象。途中交代した工事を除く。	請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の施工経験がある 請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の施工経験がある 上記以外	2	2	
				1	
				0	
社会性	企業の信頼性・社会性 ※最大3項目までの選択可	配置予定技術者の保有する資格 ・技術者についての詳細はガイドラインを参照すること。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。	2	2	
		1級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士、技術士)		1	
		2級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士等)		0	
		その他の技術者(電気主任技術者等)		0	
		災害協定	3	1	
		環境マネジメント		1	
		障がい者雇用		1	
		ワーク・ライフ・バランス		1	
		労働環境の状況		1	
		町田市優秀工事賞		1	

※1 過去3年度(5年度)以内とは、公告日の属する年度より3年度(5年度)前の4月1日から、当該公告日の前日までを指すこととする。([例] 3年度以内]2016年8月1日公告の場合、2013年4月1日から2016年7月31日までの期間が対象)

※2 請負金額は最終請負(契約)金額(税込)とする。また、共同企業体の構成員としての工事実績を申告する場合は、請負金額は出資割合で按分した金額とする。

※3 金額の詳細については発注案件ごとに提示するものとする。

※4 同種工事とは、CORINS(財団法人日本建設情報総合センター工事実績情報サービス)登録工事のうち、公共事業の分野、建設業許可業種、入札参加資格区分、工種等のCORINS登録内容から、入札公告により明示されている当該発注工事の業種と同種と判断できる工事とする。特に、公共事業の分野が下水道となるような下水道施設工事については、一般土木工事とは認めないので注意すること。

※5 障がい者とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(愛の手帳等)等により障がいの認定を受けている者とする。

技術評価資料提出一覧

町田市総合評価方式実施ガイドライン

評価視点	評価項目	評価基準		
技術力・履行能力	事業者の施工能力	工事の履行成績 過去3年度以内(※1)に引渡しを完了した町田市発注工事(業種:当該工事と同業種)のうち、請負金額(※2)が当該工事の予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の案件で、かつ、工事成績評定通知書通知日が入札参加申請日以前である、1件の工事成績点が対象。	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 60点未満	なし
		同種工事(※4)の施工実績 ・過去5年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)が対象。	請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の工事実績がある 請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の工事実績がある 上記以外	
		配置予定技術者の施工経験 ・過去5年度以内(※1)に元請人として日本国内で施工し引渡しを完了した同種工事(※4)のうち、配置予定技術者が監理(主任)技術者として施工した工事が対象。途中交代した工事を除く。	請負金額(※2)が当該工事予定価格以上の施工経験がある 請負金額(※2)が当該工事予定価格のおおむね3分の1以上(※3)の施工経験がある 上記以外	
		配置予定技術者の保有する資格 ・技術者についての詳細はガイドラインを参照すること。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。	1級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士、技術士) 2級技術者(施工技士、施工管理技士、建築士等) その他の技術者(電気主任技術者等)	
		災害協定	町田市と災害時の協力協定を結んでいる ・組合として協定を結んでいるものも含む (組合員であることを証明できる書類が必要)	
		環境マネジメント	次のいずれかの認証を取得している ・ISO14001 ・エコアクション21 ・エコステージ(ステージ2以上) ・KES環境マネジメントシステムスタンダード(ステップ2以上)	
社会性 ※最大3項目までの選択可	障がい者雇用	次のいずれかに該当している ・法定雇用を満たしている ・法定雇用義務のない事業者で1人以上の障がい者(※5)の雇用(週所定労働時間が20時間以上であること)がある	法定雇用を満たしている:公共職業安定所長あてに提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控の写し(公共職業安定所の受付印のあるもの) 法定雇用義務のない事業者:別紙様式2「障がい者雇用に関する申告書」	
	ワーク・ライフ・バランス	過去3年度以内(※1)に町田市「仕事と家庭の両立推進企業賞」を受賞している	受賞を証明できる書類の写し(賞状の写し)	
	労働環境の状況	現に有効な経営事項審査結果通知書における「他の審査項目(社会性等)」の「労働福祉の状況」の点数が30点以上である	経営事項審査結果通知書の写し	
	町田市優秀工事賞	過去3年度以内(※1)に町田市優秀工事賞を受賞している	賞状の写し	

※1 過去3年度(5年度)以内とは、公告日の属する年度より3年度(5年度)前の4月1日から、当該公告日の前日までを指すこととする。
([例 3年度以内]2016年8月1日公告の場合、2013年4月1日から2016年7月31日までの期間が対象)

※2 請負金額は最終請負(契約)金額(税込)とする。また、共同企業体の構成員としての工事実績を申告する場合は、請負金額は出資割合で按分した金額とする。

※3 金額の詳細については発注案件ごとに提示するものとする。

※4 同種工事とは、CORINS(財団法人日本建設情報総合センター工事実績情報サービス)登録工事のうち、公共事業の分野、建設業許可業種、入札参加資格区分、工種等のCORINS登録内容から、入札公告により明示されている当該発注工事の業種と同種と判断できる工事とする。特に、公共事業の分野が下水道となるような下水道施設工事については、一般土木工事とは認めないので注意すること。

※5 障がい者とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(愛の手帳等)等により障がいの認定を受けている者とする。